

国民年金

国民年金保険料の免除・納付猶予申請について

経済的な理由などで国民年金保険料（以下、「保険料」）を納付することが困難な場合は、申請により保険料が免除・納付猶予となる制度があります。令和2年度分（令和2年7月分から令和3年6月分まで）の保険料の免除・納付猶予の申請は7月1日から受付開始です。

また、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」）の影響により令和2年2月以降に業務が失われたなどで収入が減少し、令和2年中の所得見込額が保険料免除基準額相當になる方は、臨時特例により令和2年2月分から令和3年6月分の保険料の免除・納付猶予の申請ができます。感染症の影響により収入が減少した学生の方は令和2年2月分から令和3年3月分の保険料の学生納付特例の申請ができます。

申請に必要なもの

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（学生の方は「国民年金保険料学生納付特例申請書」）
- マイナンバーまたは基礎年金番号が分かるもの ○印鑑（朱肉を使用するもの）
【学生の方】学生証
【離職された方】雇用保険被保険者離職票
【感染症の影響による申請の方】簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）
- ◆申請書や申立書は、役場住民課で配布しているほか、日本年金機構のホームページからダウンロードができます。
- ◆感染防止のため、郵送での申請をご利用ください。

申請・問い合わせ 岐阜南年金事務所 ☎273-6161 ☎500-8381 岐阜市市橋2-1-15
住民課 ☎388-1115



花火・火遊びによる危険性

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

日本で初めて花火を見た將軍は、誰か知っていますか？一説によると、あの徳川家康だと言われています。そんな古くから親しまれてきた歴史ある花火は、世界に誇れる日本の伝統工芸品の一つです。皆さんにも、花火での楽しい思い出があるのではないでしょうか。しかし、遊び方、ルールを間違えると、悲しい思い出、一生の傷跡が残るかもしれません。

花火は、コンビニやスーパーでも購入でき、手軽に楽しめる一方、その危険性ゆえ、火災や事故が多く発生しています。次のことを心掛け、安全に遊びましょう。

「花火を安全に遊ぶポイント」

- ①風の強い日は花火をしない
- ②燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ
- ③子どもだけでなく大人と一緒に遊ぶ
- ④説明書をよく読み、注意事項を必ず守る
- ⑤水バケツを用意し、使った花火は必ず水につける

また、子どもたちは好奇心が旺盛で、火の危険性について十分な理解がないため、火遊びによる火災や事故も多く発生しています。そのため、夏の始まりの今こそ、子どもたちに火の恐ろしさ、正しい火の取扱い方を教え、子どもたちを守りましょう。

「子どもの火遊びによる火災防止のポイント」

- ①子どもだけを残して外出しない
- ②ライターやマッチを子どもの手の届くところに置かない
- ③子どもだけで火を取り扱わせない
- ④火遊びをしているのを見かけたら注意する
- ⑤火災の恐ろしさ、火の取り扱いについて教育する

以上のことをしっかりと心掛け、安全かつ楽しい夏の思い出を作りましょう。

